

広告物規制地区の対象区域

岐阜市間之町、今町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、伊奈波通1丁目の一部、2丁目、3丁目、魚屋町、靱屋町、栄扇町、大宮町1丁目の一部、2丁目の一部、梶川町、上材木町、上茶屋町、上大久和町、上新町、上竹屋町、木造町、啓運町、木挽町、米屋町、下茶屋町、新桜町、白木町、甚衛町、末広町、早田の一部、玉井町、大仏町、大工町、堤外、常盤町、中大桑町、中新町、中竹屋町、西材木町、布屋町、蜂屋町、東材木町、久屋町、本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、松下町、松山町、松ヶ枝町、松屋町、益屋町、万力町、湊町の一部、御手洗の一部、元浜町、山口町、大和町、矢島町1丁目、2丁目、夕陽丘の一部であって下記に示す区域

記

